雇用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十四号

雇用保険法等の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条の六」に、「　第二款　育児休業給付（第六十一条の四・第六十一条の五）　第三款　介護休業給付（第六十一条の六―第六十一条の八）」に改める。

第一条中「受けた場合」の下に「及び労働者が子を養育するための休業をした場合」を加える。

第三条中「失業等給付」の下に「及び育児休業給付」を加える。

第六条第一号中「者（」の下に「第三十七条の五第一項の規定による申出をして高年齢被保険者となる者及び」を加える。

第十条第六項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十四条に次の一項を加える。

3　前二項の規定により計算された被保険者期間が十二箇月（前条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、六箇月）に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項中「であるもの」とあるのは「であるもの又は賃金の支払の基礎となつた時間数が八十時間以上であるもの」と、「であるとき」とあるのは「であるとき又は賃金の支払の基礎となつた時間数が八十時間以上であるとき」とする。

第十七条第一項中「及び第六節」を「、第六節及び次章」に改める。

第十九条第一項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同項第二号中「除く。）」を「除く。）」に改め、同項第三号中「とき。」を「とき」に改める。

第三十六条の見出しを削る。

第三十七条の見出しを削り、同条第八項中「休業補償給付」の下に「、複数事業労働者休業給付」を加える。

第三十七条の三第一項に後段として次のように加える。

この場合における第十四条の規定の適用については、同条第三項中「十二箇月（前条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、六箇月）」とあるのは、「六箇月」とする。

第三章第二節の二中第三十七条の四の次に次の二条を加える。

（高年齢被保険者の特例）

第三十七条の五　次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申し出て、当該申出を行つた日から高年齢被保険者となることができる。

一　二以上の事業主の適用事業に雇用される六十五歳以上の者であること。

二　一の事業主の適用事業における一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。

三　二の事業主の適用事業（申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における一週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間数以上であるものに限る。）における一週間の所定労働時間の合計が二十時間以上であること。

2　前項の規定により高年齢被保険者となつた者は、同項各号の要件を満たさなくなつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申し出なければならない。

3　前二項の規定による申出を行つた労働者については、第九条第一項の規定による確認が行われたものとみなす。

4　厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による申出があつたときは、第一項第三号の二の事業主に対し、当該労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことを通知しなければならない。

（特例高年齢被保険者に対する失業等給付等の特例）

第三十七条の六　前条第一項の規定により高年齢被保険者となつた者に対する第六十一条の四第一項及び第六十一条の七第一項の規定の適用については、これらの規定中「した場合」とあるのは、「全ての適用事業においてした場合」とする。

2　前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により高年齢被保険者となつた者が、同項の規定による申出に係る適用事業のうちいずれか一の適用事業を離職した場合における第三十七条の四第一項及び第五十六条の三第三項第三号の規定の適用については、第三十七条の四第一項中「第十七条第四項第二号」とあるのは「第十七条第四項」と、「額とする」とあるのは「額とする。この場合における第十七条の規定の適用については、同条第一項中「賃金（」とあるのは、「賃金（離職した適用事業において支払われた賃金に限り、」とする」と、第五十六条の三第三項第三号ロ中「第十八条まで」とあるのは「第十八条まで（第十七条第四項第一号を除く。）」とする。

第三十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合における第十四条の規定の適用については、同条第三項中「十二箇月（前条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、六箇月）」とあるのは、「六箇月」とする。

第四十八条第一号中「とき。」を「とき」に改め、同条第二号中「該当するとき。」を「該当するとき」に改め、同条第三号中「とき。」を「とき」に改める。

第五十四条第二号イ中「とき。」を「とき」に改め、同号ロ中「該当するとき。」を「該当するとき」に改め、同号ハ中「とき。」を「とき」に改める。

第六十一条第二項中「育児休業給付金又は介護休業給付金」を「介護休業給付金又は育児休業給付金」に改め、同条第五項第一号中「百分の六十一」を「百分の六十四」に、「とき。」を「とき」に、「百分の十五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき」に、「百分の十五」を「百分の十」に改める。

第六十一条の二第二項中「育児休業給付金又は介護休業給付金」を「介護休業給付金又は育児休業給付金」に改める。

第三章第六節第二款を削る。

第六十一条の六第一項中「、被保険者」の下に「（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）」を、「の配偶者」の下に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、第三章第六節第三款中同条を第六十一条の四とし、第六十一条の七を第六十一条の五とする。

第三章第六節中第三款を第二款とし、同章の次に次の一章を加える。

第三章の二　育児休業給付

（育児休業給付）

第六十一条の六　育児休業給付は、育児休業給付金とする。

2　第十条の三から第十二条までの規定は、育児休業給付について準用する。

（育児休業給付金）

第六十一条の七　育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により被保険者が当該被